

研究テーマ

探究的な学びによる概念的理解の獲得のための教育実践研究

副題

～引揚者の排除と包摂から見る日本近現代史～

日本史探究 研究授業
使用プリント・資料

2023年1月

令和5年度 委託研究員 佐藤 竜之

授業使用プリント

本単元の問い：満蒙開拓団の引揚者は、いつ「日本人」になることが出来たのか。

【重要概念】：「折りたたまれた帝国（帝国の解体）」・「排除と包摂」・「日本人」「引揚者／引揚」

本授業で活用すべき資質・能力：《評価基準についてはルーブリックを参照のこと》

→ 学習課題およびその流れについては、Teams 配信のスライドを参照のこと

パフォーマンス課題①：《評価基準についてはルーブリックを参照のこと》

パフォーマンス課題②の問いについて、以下の観点を活用しまとめ、各班5分以内で発表を行う

問いの設定・論点／視点の設定（＝仮説）・主張・史資料（論拠）の提示・史資料（論拠）の妥当性の説明・結論

パフォーマンス課題②：《評価基準についてはルーブリックを参照のこと》

以下の設問に答えなさい。

満蒙開拓団の引揚者は、戦後の日本社会にどのように「受け入れられた」のか、またはそうでは「なかった」のか。五木寛之の「在日日本人」という表現が、満蒙開拓団の引揚者にとっては、どの程度あてはまると言えるのか。史資料を踏まえた上で、あなたの考えを述べなさい。（600字以上～800字程度）

【提出期限：12月8日 17:30 提出先：Teams内の「課題」に提出（ワードのデータ）】

◎事実に関する問い

- ・なぜ満蒙開拓団の引揚者は大変な思いをしながら帰国したのであろうか。
- ・なぜ引揚は1950年代後半までかかることになったのか。
- ・なぜ米ソが対立することとなったのか。また、この米ソの対立と朝鮮戦争との関わりは何か。
- ・農地改革とはどのような政策か。また、なぜ実施されたのか。さらに、この農地改革と戦後開拓とはどのような関係があるのか。

◎概念的な問い

- ・「引揚者」とはどのような人々か。
- ・戦後の高度経済成長の中で、日本においてはどのような政策（農村開発や都市開発における）が実施され、人々の生活はどのように変化していったのであろうか。

◎議論を喚起する問い

パフォーマンス課題②の問いを参照のこと

《歴史的思考力とは何か？》

- ①：史料批判（誰が/どの立場の人物が、どのような目的で、どのような内容を書いたか）
- ②：歴史的文脈の理解・解釈 ③：因果的な理由づけ ④：解釈を批判的にとらえる ⑤現代に適応
- ⑥：史資料をもとに歴史を叙述する ⑦：歴史を題材として自ら「問い」をたてる

○探究課題3 議論を喚起する問い

◎パフォーマンス課題I

問いの設定・論点／視点の設定（＝仮説）・主張・史資料（論拠）の提示・史資料（論拠）の妥当性の説明・結論

《発表準備 メモ》



授業使用 資料

◎『潮』1971年8月号 宮本 研(元北京居住・劇作家)『『在日日本人』の白けた戦後』. p138

北京にいた。数え年で十三歳から十九歳まで、小学校六年から中学校の五年を卒業するまでの七年間である。敗戦の一年前、昭和十九年の三月に、上級学校にはいるため家族と別れて単身日本に帰ってきた。敗戦であった。そのつもりだったのに、北京には戻れなくなってしまった。それ以来の、二十何年かにわたる悶悶たる日本滞在中である。

いまは多少慣れてきているが、帰国した当時は、日本という国と日本人の生活になじめなくて困った。自分のまわりの人間のだれもが日本語を話すのが不安でならなかった。風俗や習慣もちがう。食べ物もちがう。ものの考え方や、行動方式もちがう。なさげなく、泣きたいような毎日だった。当時のわたしにとっては、日本というのは一つの小さな島であり、日本人はそこに住む原住民でしかなかった。そして、わたしはといえば、肩身のせいまい思いで、そこに寄留している一人の在日日本人であった。その意識は、いまだにカッコとして、わたしのなかのどこかにある。

十三歳から十九歳といえば、一つ的人格がその実質を形成するのに決定的な影響をもつ時期である。わたしはその七年間を日本を離れていたわけだが、結果としては、帰国してからの二十何年間は、逆に、わたしにとっては空白なのである。

◎五木寛之, 2014, 『隠された日本 博多・沖縄 わが引揚港からニライカナイへ』ちくま文庫. p36

しかし、本当の引き揚げというのは、そこからはじまったのではないかという気もする。いまでこそ、海外から帰ってきた人は「帰国子女」でカッコいいということになっている。「引揚者」という言葉に、魅力的なニュアンスを感じる人もいるらしい。しかし、あの当時はそうではなかった。「引揚者」という言葉は差別と結びついて使われていた。ようやくたどりついた母国で、土地も家も持たない帰国難民として、さまざまな差別を受けることになったのである。

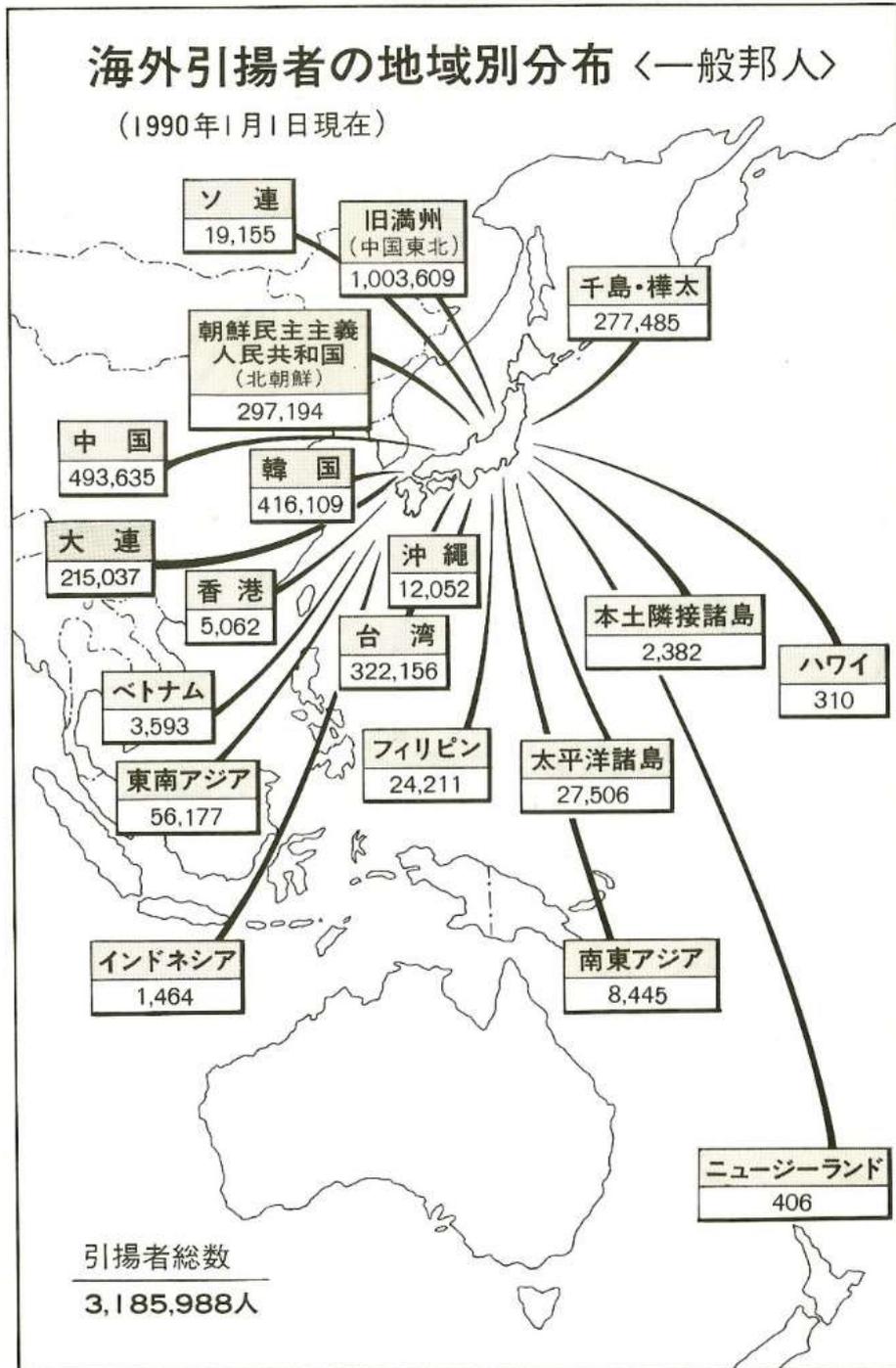
それまではずっと、帰ってくるまでが引き揚げだと思っていた。だが、そうではなく、帰った日から引き揚げが、あるいは引揚者の生活というものがはじまったのだった。

◎五木寛之, 2005, 『サンカの民と被差別の世界』講談社. pp127.

差別という問題に対して私がわずかに発言したりできるのは、自分が引揚者だったときの体験があるからだ。単なる学説や理論ではなく、自分自身のなかにその体験が多少あるということが、発言の拠りどころになっている。私は両親と一緒に朝鮮半島に渡って“差別者”として植民地にいた。その後、平壤で敗戦を迎えてからは、パスポートを持たない難民としていろいろな目にあつた。三十八度線を弟の手を引っぱり、妹を背負って、という状態で引き揚げてきた。

引き揚げてくると、こんどは「引揚者」という肩書きがあつた。この言葉は、九州の筑後あたりでは差別語に近い表現だった。一転して、こんどは祖国の人たちから「引揚者」として差別される立場になったのである。

家がない、土地がないという二つの理由で、「引揚者、引揚者」と呼ばれる。たまらない思いを味わった。こんなふうに「引揚者」という差別語のなかで生きてきたことで、それ以来、私のなかにはつねに日本人であると同時に、“在日日本人”という意識があつた。



(注) 上記の数字は引揚げ手続きをしたもののみで、終戦直後の混乱期に手続きなしに入国したものが、少なくとも30万人はある。

第2表 地域別・身分別引揚者数調（昭51.12末現在）

区 分	総 数	軍 人・軍 属	邦 人	
総 数	6,290,702	3,107,411	3,183,291	統 計
ソ 連	472,942	453,787	19,155	
千 島・樺 太	293,491	16,006	277,485	
満 洲	1,045,525	41,916	1,003,609	
大 連	225,954	10,917	215,037	
中 国	1,535,414	1,044,460	490,954	
香 港	19,347	14,285	5,062	
北 鮮	322,585	25,391	297,194	
韓 国	597,302	181,209	416,093	
台 湾	479,544	157,388	322,156	
本 土 隣 接 諸 島	62,389	60,007	2,382	
沖 縄	69,416	57,364	12,052	
蘭 領 東 印 度	15,593	14,129	1,464	
仏 領 印 度 支 那	32,303	28,710	3,593	
太 平 洋 諸 島	130,968	103,462	27,506	
比 島	133,123	108,912	24,211	
東 南 ア ジ ア	711,507	655,330	56,177	
ハ ワ イ	3,659	3,349	310	
オーストラリア	138,843	130,398	8,445	
ニュージーランド	797	391	406	
百 分 率		49%	51%	

終戦直後の当面の緊急課題は、海外に残留を余儀なくされた六百六十余万にのぼる軍人軍属及び一般邦人を戦後の疲弊し混乱した日本に受け入れ、その上陸地における応急援護と帰郷地における定着援護にあたることであつた。厚生省は、これに対処するため、十余か所の上陸指定港に地方援護局を設置し、その援護に全力を投入した。その結果、昭和二十一年末までには五百万をこえる引揚者の受入れ援護を行いそのピークを越えたが、集団による引揚げは昭和三十三年まで続き、その後は個別に引揚げが行われており、現在に及んでいる。しかしながら、今日もなお海外から帰還する引揚者は、少数ながら続いており、日中国交正常化以後においては、新たに一時帰国、孤児調査の問題が加わり、なお残る海外未帰還者の調査究明とともに、戦後処理の一環としての「引揚げ」は、いまだ完結していないといえるであろう。

~~~~中略~~~~

海外同胞の引揚げと壁校して行われた在日外国人の送還は、昭和二十五年までにおおむね完了し、百三十余万にのぼる外国人が本国に帰還したが、現在においても日本赤十字によって、北朝鮮への送還業務がわずかながら続けられている。

終戦五から昭和五十一年末までの年次別引揚者数は別表の通りであるが、この表に見られるとおり、終戦直後の昭和二十一年末までに、実に五〇〇万人余、また、昭和二十二年中には七四万人余の海外同胞が続々と引揚げられており、この数字は、上陸地において、正規の引揚げ手続きを経た者の数で、終戦前後の本土近接地域からの内地向け緊急疎開や終戦直後の本土への脱出、密航による引揚げ、または、九州、台湾に疎開させられていた沖縄県民の沖縄への引揚げなど特殊な引揚者を加えると、この短期間にゆうに六〇〇万人をこえるものと推定され、まさに、民族大移動といわれたゆえんである。

^ ~ ~ 中略 ~ ~ ~ ^

中国地域から引揚げは、昭和二十三年八月、国民政府軍と中国共産軍の内戦下の瀋陽を飛行機で脱出し、コロ島から

引揚げたものを最後として中断されていたが、その後も残留されていたのは、中国の軍または政府機関に留用されていた者、戦犯関係として抑留されていた者及び中国人の家庭に入っていた日本婦人等であつた。また、北朝鮮、北ベトナムに少数の未引揚者があり、その他の南方の一部地域には現地において通常の社会生活を行い、帰国の意思がないと認められる者が残留していたほか、現住民と隔絶して潜在生活を続ける少数の残留者があると推測されていた。

前期集団引揚終了後もなお未引揚者が残留していたのは、主として共産圏の諸国で、これらの諸国とわが国との間には、まだ国交が回復されていなかったため、残留同胞の引揚げに関する懸案事項を外交ルートによつて処理することはできなかつた。この未帰還問題は、けわしい東西両陣営の冷戦の影響を受け、一時引揚げの空白を余儀なくされたが、政府としては、これを打開すべく、ソ連とは昭和三十年六月ロンドンにおいて、また中国とは同年七月ジュネーブにおいて交渉をもつたが、この政府間交渉は、いずれも進展を見ることのできなかつた。しかし、この間、本問題を全くの人道上の問題として赤十字機関を通じ、相互の赤十字社間の協定によつて引揚げが行われ、相当の成果を見ることのできたのは幸いであつた。これらの中間的施策を経て、その後ソ連とは昭和三十一年に、中国とは昭和四十七年にそれぞれ国交が正常化され残留同胞の引揚げ問題も外交ルートにより、処理されることとなり、現在にいたつている。

年次別引揚者数

| 年次         | 人           | 年次         | 人         |
|------------|-------------|------------|-----------|
| 1946 (昭21) | ※ 5,096,323 | 1962 (昭37) | 147       |
| 1947 (〃22) | 743,757     | 1963 (〃38) | 112       |
| 1948 (〃23) | 303,624     | 1964 (〃39) | 204       |
| 1949 (〃24) | 97,844      | 1965 (〃40) | 247       |
| 1950 (〃25) | 8,360       | 1966 (〃41) | 143       |
| 1951 (〃26) | 802         | 1967 (〃42) | 121       |
| 1952 (〃27) | 729         | 1968 (〃43) | 61        |
| 1953 (〃28) | 27,205      | 1969 (〃44) | 67        |
| 1954 (〃29) | 1,703       | 1970 (〃45) | 242       |
| 1955 (〃30) | 2,182       | 1971 (〃46) | 95        |
| 1956 (〃31) | 2,755       | 1972 (〃47) | 78        |
| 1957 (〃32) | 303         | 1973 (〃48) | 108       |
| 1958 (〃33) | 2,710       | 1974 (〃49) | 163       |
| 1959 (〃34) | 146         | 1975 (〃50) | 149       |
| 1960 (〃35) | 145         | 1976 (〃51) | 100       |
| 1961 (〃36) | 77          | 合計         | 6,290,702 |

(注) ※印は、終戦の日以降1945年(昭和20年)末までの分を含む。

資料⑤ 加藤聖文, 2020, 『海外引揚の研究—忘却された「大日本帝国」』岩波書店. p29~31.

当時のローズベルトは対日戦終結のためには、日本本土上陸作戦が必要であると認識していた。しかし、そのためには満洲を含めた中国大陸にほぼ無傷のまま展開している一五〇万を越す日本軍を大陸に釘付けにして、本土決戦転用を阻止しなければならなかったが、米軍単独では難しく、また蒋介石の国民政府軍が期待できない以上、ソ連軍の参戦が強く望まれていたのである。

このような事情からソ連側の対日参戦の申し入れは、米国にとって好都合であって、それがヤルタ協定において正式に米英ソ三国の合意事項となった。

~~~中略~~~

結局、ポツダム会談において発表されたポツダム宣言は、トルーマンがソ連側に事前に知らせることもなく独断で発表したため、宣言に参加するものと思いついていたスターリンの焦りを生み、ソ連の対日参戦を急がせる結果となった (4)。

対日戦終結をめぐる米ソの角逐が、大日本帝国崩壊の最終段階において顕在化し、帝国内に居住する民間人の保護、さらには引揚問題にも重大な影響を及ぼすことになったのである。

~~~中略~~~

ソ連軍は「八月の嵐」と呼ばれた満洲進攻作戦の一環として、関東軍の退路を遮断する目的で朝鮮北部へも攻撃を開始した。そして、満洲進攻作戦の進展に伴い、当初は補助的役割を与えられていた第二極東方面軍を樺太作戦へ転用したことによって、戦線は南樺太および千島列島へと拡大していった。

~~~中略~~~

ソ連の参戦によって大日本帝国領内すべてが戦場となり、その結果として起こりうるであろう残留日本人の生命財産をいかに守るかを想定していた者は、政府や軍部の内でも外でも皆無であった。八月九日のソ連参戦から十五日の玉音放送までの一週間は、いかにポツダム宣言を受諾するかだけに、政治の関心は向けられたのである。

八月十四日夜の午前会議による「聖断」によってポツダム宣言受諾が連合国に伝えられたが、それと同時に、東郷大東亜大臣の名で満洲国・中国および東南アジアの日本軍占領地に置かれていた在外公館宛に暗号電信が配信された (7)。電信は在外公館にある御真影および暗号設備の措置を第一にあげ、次いで左記の残留日本人に対する措置をあげていた。

(二) 居留民に対する措置

一、一般方針

(イ) 帝国が今次措置を採るの已むなきに至りたる事情に付周到懇切に説示すると共に大御心に従ひ冷静沈着皇国民として恥するなき態度をもつて時艱に善処する如く指導す

(ロ) 居留民は出来得る限り定着の方針を執る

(ハ) 居留民の生命財産の保護に付ては万全の措置を講ず

この電信が残留日本人の現地定着方針を日本政府が公式に指示した最初であるが、

~~~中略~~~

しかし、二六日に廃止された大東亜省の業務を引き継いだ外務省では現地定着をさらに一歩進め、二九日に管理局が策定した「在支居留民利益保全対策ノ件 (案)」では、中国による対日賠償請求の取引材料として、在華日系資産の譲渡と日本の労務提供をもちかけ、「在支居留民ハ成ルベク支那ニ帰化セル様」中国と極秘交渉を行うことが計画されるほどであった (10)。

資料⑥ 道場親信『戦後開拓』再考—『引揚げ』以後の『非/国民』たち—, 2008, 歴史学研究会  
(編)『歴史学研究 No846』p115.

開拓者たちは、自作農創設政策のなかに統合されたとはいえ、周縁的な位置を宛がわれていた。というのも、「農地改革」によって既耕地を配分される中心的な農民層とは、海外移民や職業軍人などになることなく故郷にとどまって農業を続けた人々であったからである。自創法の下では、いつか故郷へ帰る日のために農地を購入していた米州への海外移民や帰還した奄美・沖縄人の土地は「不在地主」とみなされ買収され、アイヌ民族は「法の下での平等」の名の下に「北海道旧土人保護法」にもとづく「給与地」を和人と同じ保有限度まで削り取られた。このようにして ethnic boundaries が引き直され、農地をめぐる「日本人の境界」が再定義された（農地改革記録委員会 1951/道場 2006）。

資料⑦ 戦後開拓史編纂委員会（編）, 1967, 『戦後開拓史』全国開拓農業協同組合連合会. p 582.

この緊急開拓政策というのは、これを開拓と言えるかどうか、はなはだ疑問だというふうに当時も考えておりましたし、今から振り返つてもかわりないのであります。

これは御承知の終戦直後の経済状態あるいは社会状態、当時の客観情勢からみまして、食糧がない。物価はうなぎ上りに上がる。インフレーションが起こる。働くにも仕事がない。日本の工業というのは、当時、鍋とフライパンを作つておつたということだと思います。そうした中で、とにかく多くの人をどこかに着けるという、収容場所を作る、民政安定というような要素が非常に大きかつたと思うのであります。むしろそういう経済政策というよりも社会政策的なものが、おそらく7、8分を占めておつたというふうに考えていいのではないかと思います。

資料⑧ 戦後開拓史編纂委員会（編）, 1967, 『戦後開拓史』全国開拓農業協同組合連合会. p 308

「緊急開拓実施要領」はさきの食糧増産計画の一貫として20年11月9日に決定されている(注1)。その方針としては、「終戦後の食糧事情及び復員に伴う新農村建設の要請に即応し大規模なる開墾、干拓及び土地改良事業を実施しもつて食糧の自給化を図ると共に離職せる工員、軍人その他の者の帰農を促進せんとす」とその事業の意義づけを行つている。いま実施要領の骨子を見ると、5年間に155万町歩（内地85万町歩・北海道70万町歩）の開墾と6年間に10万町歩（湖面7.5万町歩、海面2.5万町歩）の干拓を実施し、100万戸（内地80万戸、北海道20万戸）の入植を行い、食糧の増産目標として、～中略～年間約500万石の増産をはかり、食糧の自給化を促進し、離職した工員、軍人、その他の帰農を図り、民心の安定も行うという構想である。

※「緊急開拓事業実施要領」の原文は漢字カタカナ交じり文

資料⑨ 満洲開拓史刊行会（編）, 1966, 『満洲開拓史』開拓自興会. p822

二十年八月十五日終戦を迎え、国内は物情騒然たるものがあり、進駐軍の至上命令は容赦なく国内の諸機関、諸団体の活動を掣肘する状況であったから、満洲開拓民関係者は官民を挙げて彼地にある三十万同胞の安否を気遣い、その満洲に留まるか、あるいは帰国するかその何れになるのを問わず、その援護救済対策に奔走することとなった。すなわち終戦と同時に従来の大東亜省満洲事務局の事務は外務省管理局在外邦人部に引継がれ、その後引揚開拓<sup>73</sup>氏の国内入植が重要案件であるため管理局の開拓民課は農林省に移ることになり、和栗課長以下職員は農林省に入り、もっぱら引揚開拓民の再入植斡旋と援護とに当たった。

ついで、唯一の拓務省時代からの外郭団体であった満洲移住協会は解体して、開拓民援護会となり引揚開拓民の援護とに当たることとなった。

資料⑩ 満洲開拓史刊行会（編）, 1966, 『満洲開拓史』開拓自興会. p839

そして農林、外務両省、援護会の支援を受けたことはもちろんである。二十一、二年両年の入植者数は全国で一六、〇〇〇戸、三五、〇〇〇人を算えた。二十三年度は入植者六、〇〇〇戸、一五、八二〇名、二十六、七年にはそれぞれ一、〇〇〇戸を増し、かくて現在においては引揚開拓民の概ね半数の入植を見るにいたった。

資料⑪ 若槻泰雄, 1995, 『新版 戦後引揚の記録』時事通信社.

P25, 第九表

p 271

次に引揚者が実際に住みついた地域と本籍地の関係についてみてみよう。第十五表の場合と同じく、「引揚者特別交付金」を支給された者の実績表から計算すると、六二%は本籍に住んでいたことになる。本籍居住率が高いということは、日本の海外在住者たちが、故郷との関係をまだ充分維持していることを示しているものと考えられる。樺太からの引揚者の六〇%が北海道に留まり、稚内市が町から市に昇格した最大の理由が、引揚民定住による人口増加だったというような例外もあるが、一般に引揚者が広く全国に散ったことが、彼らの本国受け入れと安定を比較的容易にした理由の一つといえるだろう。

本籍地以外に住んでいる人びとは、誰でも想像できるように、雇用機会の多い大都会に集中している。第十六表が示すように、東京、大阪、神奈川の都府県はいずれも、本籍地をここに持つ引揚者よりずっと多い引揚者が住みついているのである。

~~~~ 中略 ~~~~

P273

なお、満洲開拓団からの引揚者は、第一章でも述べたように、国策移民として、国内の農村振興対策の一環として考えられたので、出身県は、一般の引揚者の場合と大きく変わっている（第九表参照）。開拓団は農民であるから、他職業へ転ずることは比較的困難であり、狭い農地をめぐり、これらの県の引揚者の定着は他県より大きな摩擦を生じたことと思われる。

第9表 満洲開拓団員の出身県比率 (上位10県)

| 出身県 | % |
|-----|------|
| 長野 | 11.8 |
| 山形 | 5.3 |
| 熊本 | 3.9 |
| 福島 | 3.9 |
| 新潟 | 3.9 |
| 宮城 | 3.9 |
| 岐阜 | 3.8 |
| 広島 | 3.5 |
| 東京 | 3.5 |
| 高知 | 3.1 |
| 計 | 46.6 |

資料⑫ 神奈川大学日本常民文化研究所（編）, 2019, 『歴史と民俗 35』神奈川大学日本常民文化研究所論集平凡社. p 257

1 引揚げ

さて和美さんの話は、引揚げと那須千振に来た時の印象から始まる。一九四六年八月に日本に引揚げてきた。引揚げの連絡は一九四五年八月一二日に千振開拓団からの電話で知る。しかしその時家には電話がなく集合の連絡が遅れた。塩島家は引揚げの準備が整わないうちに急いで列車の出る駅に集合しなければならなかった。あわてて財産を家の縁の下に隠し家の使用人（クーリー）に守ってくれるようお願いした。この引揚げは一時的なもので再び戻ってここに帰れるものだと思っていたという。中国人クーリーは馬車で駅まで送ってくれたという。

私は「お母さんはクーリーを信頼していたのですか」と聞いた。和美さんは「その通りだ」という。信頼関係があったという。同時に中国人クーリーは実はこの土地の地主であったと和美さんは答えた。

日本が無理やり土地を取り上げたので彼はクーリーとなり塩島家の労働力となったのである。彼は土地と家を取られて別の家から塩島家に通って来たという。このクーリーは地主から使用人に落とされた人であった。

このとき父は根こそぎ動員されており、母と五人の子供が逃避行に入る。先に述べたように逃避行一〇日で五か月の赤ちゃんは死亡するが、あと母と四人の子供全員が無事に日本に帰国できたことは奇跡である。

資料③ 神奈川大学日本常民文化研究所（編），2019，『歴史と民俗 35』神奈川大学日本常民文化研究所論集平凡社。p269—270

戦後開拓は時にふれ戦後史のテーマに浮上する。戦後軍用地の処理問題として基地問題を引き起こし、高度成長による地域開発と用地買収は成田闘争を引き起こし、電源開発は六カ所村など原発問題の現場となった。

津波・高潮という自然の驚異を無視した海辺の愛知県鍋田干拓は、一九五九年死者六〇〇〇人に及ぶ伊勢湾台風の被害をもたらした（31）。成田空港問題も高度経済成長期の大型ジェット旅客機の増加に対応した国際空港建設のために戦後開拓地が犠牲になったものである。（注6の道場親信『戦後開拓』再考）を参照されたい）。一九六六年に三里塚御料牧場跡の戦後開拓地が対象となったが、ここも沖縄からの海外引揚者が多く、新左翼といわれる学生運動の支持も得て激しい空港建設反対運動が展開された。いわゆる成田闘争といわれる社会問題を引き起こしている。

ポスト高度成長の時代にはリゾート開発、とくにゴルフ場開発の犠牲になったのも戦後開拓地が多い（32）。一九九〇年代グローバリゼーションの荒波の中、アメリカとの貿易摩擦で牛肉・オレンジの輸入によって、高度経済成長の先端を走っていた畜産業・酪農を担った戦後開拓地は真っ先に切り捨てられる。その亀裂に入り込んだのが平成最大の事件、オウム真理教であり、彼らによって引き起こされたのが地下鉄サリン事件である。オウム真理教が拠点としたのは戦後開拓地の山梨県上九一色村であった（33）。

資料④ 長野県開拓自興会満州開拓史刊行会（編），1984，『長野県満州開拓史（各団編）』長野県開拓自興会満州開拓史刊行会。P28.

ああ追われ去る第二の故郷千振

昭和二十年八月九日、ソ連参戦を知った団本部では、直ちに全員に避難命令を出した。しかし、ほとんどが婦女子のために統制がとれず、いたずらに混乱を重ねる許りで、辛うじて最後の避難連射に間に合ったのは、全体の三分の二足らずであった。これらの者は、佳木斯を経て、八月十三日には綏化に到着した。残りの三分の一の者達は、現地に留まる者と、徒歩で依蘭、方正を経てハルピンに向かった者の二つに分かれたが、現地残留者は、暴徒の圧迫に耐えきれずに自決し、徒歩で避難した者も、途中倭肯河で溺れ死んだり、暴徒に殺害されたり、幼児は歩けなくなって親子が別々になるなど、まったく言語に絶する死の逃避行であった。~~~~中略~~~~

一方徒歩避難をした者の中、一部は方正方面で越冬の止むなきに至った。約四〇〇人の者は、栄養失調や発疹チフスで倒れ、残る一〇〇人は、翌年の二月にハルピンに向かって方正をたったが、ハルピンに到着した者は、わずかその三分の二にとどまり、さらに新京目指して南下を希望した者も、次々に倒れて、四月ようやく新京にたどり着いた者は、たった五〇人足らずであった。千振開拓団の主力は新京に集まったが、その数は約半数の千余人で、約一か年間ここで難民の生活をしいられていた。その間、ソ連兵の暴行、現地人の迫害、官憲の圧迫等に耐えながら、四面楚歌の毎日を送らなければならなかった。殊に無一物で、奥地から引揚げて来た者は、何一つパンに代えうる物がないため、危険を冒しながら、生きるために、物売りをしたり、労役に従事したり、共同炊事をしながら、団の事業として、味噌の醸造販売をして、辛うじて餓死を免れた。しかしこの一年間に、栄養失調のため幼児はほとんど死亡した。また、着のみ着のまま、不潔な雑居生活のため、発疹チフスが蔓延し、これらの死者は数百人にのぼった。恥も外聞もなく、みんな生きるために、動ける者は物拾いもした。その悲惨な光景は、さながら生き地獄であった。誰も願いは、ただ生きて祖国日本の土を踏みたい、その切ない願いだけであった。

やがて待望の日がやってきた。昭和二十一年七月十五日、新京を発して、胡蘆島へ、そしてこの港から貨物船に乗って佐世保へ、また、一部の者は帰国の列車の都合で、他の港にそれぞれ上陸帰国した。これより先、錦州で千振開拓団の解団式がおこなわれた。吉崎団長が司会をし、かつては満州開拓の王者の名を誇り、重ね重ねの光栄を担った、あの千振開拓団は、悲痛な団長の宣言によって、涙の中に寂しく解散をした。心身共に疲れ果てた身は、安住の家なき故郷へ、ありし日の千振の思い出を胸に、それぞれ縁者を頼って、散ったのである。

資料⑤ 飯田市歴史研究所(編), 2009, 『満州移民—飯田下伊那からのメッセージ[改訂版]』現代史料出版. P189.

一九四六年七月に、下伊那地方事務所は、引揚満州開拓者援護および弔慰方法に関して、川路方式をとるよう通達しています(7)。川路方式とは、分村移民をした川路村が戦後行った援護方式です。分村移民した帰還者らに対して、引揚慰謝金として、分村引揚者・開拓団一戸当たり三〇〇～五〇〇円、義勇隊・報国農場引揚者二〇〇円、一般引揚者一〇〇円を支給しました。弔慰金として、大人一柱三〇円を見舞い金とし、慰霊方法は、村葬と慰霊祭を行うことを決めたのです。この川路方式に見るように、村当局が主体となったのですから、村の責任を認めたのは当然でした。それにしても死没者弔意が三〇円とは何ともやりきれない金額です。この間、政府は開拓民に対して、責任を認めず、特別の予算措置を何らとってはいません。一般的な復員・引揚者への生活保護としての法的援護であり、わずかな住宅・家財配給、そして入植者の支度金ぐらいて、満州引揚者は民間援護団体の法外援護に頼るしかなかったのです。

資料⑥ 細谷亨, 2019, 『日本帝国の膨張・崩壊と満蒙開拓団』有志社. p272-273.

引揚者問題と関わって重要なのは、前半の時期では貧困・失業・スラムの深刻化が焦点になり、引揚者もまたそうさいた貧困層の一部に組み込まれていた点である。～～～中略～～～当該期は、新聞社が社説のなかで「今や戦後ではないのに、引揚者を特別扱いする必要はない」と述べたといわれるように、引揚者問題が忘却される過程とも重なっていた。日本政府によって未帰還者・残留者の戦時死亡宣告が行われたのは一九五九年のことであった。～～～中略～～～

ただし、本章の分析が明らかにしたように、敗戦後から戦後改革・復興期にかけての引揚者をめぐる動向をめぐっては、「排除」や「忘却」の局面だけで理解することはできない。地域とりわけ長野県下伊那地方のように開拓民を盛んに送り出した村々にあっては引揚者への対応は切実な問題であり、「送出者の責任」のもと積極的に引揚者救済に取り組んだ歴史過程が存在していた。そのことは「厚生援護の模範村」としての川路村だけの特徴ではなく、かつて「貧弱村」指定を受けた分村移民を送り出した泰阜村など他の行政村にも共通することである。

行政村は、従来強調されてきた法外援護だけでなく、当該期において拡充された社会福祉行政(生活保護給付)を通じて引揚者援護にあたった。

※岩田正美は高度経済成長期を「貧困の時代」(1954年～64年)を前半として、「豊かな時代」(1965年～73年)の後半と区分している。

資料⑥ 二松啓紀, 2015, 『移民たちの「満州」 満蒙開拓団の虚と実』平凡社 p256.

日本人どうしてであっても、加害と被害の立場が複雑に交錯した。戦時中に満州行きを熱心に勧めた担当職員が、戦後は引揚者の支援業務に携わった。家族を失った満蒙開拓団の生存者と、彼らを送り出した人たちが軒を並べて住む村社会が残った。開拓団に加わった家族内でさえも、満州行きを決めた父親と、反対した母親と子どもがいた。

そんな満州体験をめぐって加害と被害を区別し、責任追及することは難しかった。日本人にとって、満州はあまりに身近な戦争体験だったのだ。地域や家族が関与した戦争であり、まさに隣人たちの戦争だった。だからこそ「満州」に触れず、「満州」を語らず、「満州」の記憶を封印した。それが地域社会の維持につながり、家族の崩壊を防いできた。